

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(特例補充教員の報酬) 第2条 (略) 2 条例第18条第1項に定める報酬の額は、同条の規定にかかわらず、<u>月額356,120円</u>とする。 附 則 (加える) — (略) (加える) (加える)	(特例補充教員の報酬) 第2条 (略) 2 条例第18条第1項に定める報酬の額は、同条の規定にかかわらず、<u>月額376,678円</u>とする。 附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 (略)</u> <u>(この規則の失効)</u> <u>2 この規則は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規則による改正後の寒川町特例補充教員の報酬を定める規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の寒川町特例補充教員の報酬を定める規則に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。